

Global Tax Update

ベトナム

デロイトトーマツ税理士法人

2017年7月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

企業における移転価格管理に関する条文の一部についてのガイダンス

ベトナム財務省は、2017年6月15日付で、ベトナム政府が2017年2月24日付で発布した企業における移転価格管理に関する Decree 20/2017/ND-CP(以下「Decree20」)の第6条、7条、10条、11条の履行に係る詳細なガイダンスとなる2017年4月28日付 Circular No.41/2017/TT-BTC(以下「Circular 41」)を、別紙I、II、IIIとともに公表した。

- 別紙I 四分位レンジおよび中央値の計算式
- 別紙II Decree 20のフォーム No.01の申告に関する詳細なガイダンス: 関連者との関係および関連者間取引についての情報
- 別紙III Decree 20のフォーム No.04の申告に関する詳細なガイダンス: 国別の利益情報の申告

ベトナム財務省が2010年4月22日付で発布し、関連者間取引における市場価格の決定に関する情報を提供する Circular 66/2010/TT-BTC(以下「Circular 66」)および財務省が2013年11月6日付で発布した Circular 156/2013/TT-BTCに含まれるフォーム No.03-7/TNDNに代わるものとして、Circular 41は、2017年5月1日に発効した。

本アラートでは、Circular 41において納税者が移転価格に関する規則を遵守するために注意すべき重要なガイダンスおよびその要件を中心に解説を行う。

(1) 比較可能性分析および比較対象の選定の要点

1) 関連者間取引の性質を判断する際の原則

Circular 41は、Decree 20第6条に記載される「実態優先(Substance over form)」の原則を明確にしている。したがって、比較可能性分析を行う際には、関連者間取引を(i)十分な裏付け書類をもって、事業活動の性質および慣行、関連当事者が果たす機能を取引契約間で比較検討し、(ii)類似の状況における独立企業間の事業上の決定と比較する必要がある。

比較可能性分析に適用される検討および比較プロセスの原則は、契約ではなく、関連者間の事業活動の性質や慣習および負担されるリスクに基づいている。

独立取引の原則および実質優先の原則は、関連者間取引と当該取引において各関連者が負担するリスクを調整する際に適用される。

2) 比較可能性分析の基準

Circular 41は、以下のとおり、比較対象の選定に係る比較可能性分析において使用される基準に関して、Decree 20第6条3a項および3d項に関する詳細なガイダンスを定めている。

- I. 製品の特性は、有形資産、提供されるサービスおよび無形資産の特性を含み、製品価格に影響を及ぼし得るものである。
- II. 納税者の利益性を反映する要因を特定するために検討される機会費用、経済状況、業界状況、事業セクターおよび地理的な場所に関して関連者が果たす機能、負担するリスク、使用する無形資産

- III. 契約条件には、取引高、納期、支払条件、製品保証、独占権、広告宣伝のサポート等を含む。
- IV. 価格設定、利益水準指標、関連者間の利益配分率に影響を及ぼす、取引時点の経済状態および市況
- V. 独立した比較対象企業を検索し、選択するための定量的および定性的スクリーニングに基づいて重大な差異を排除する。

3) 比較可能性分析における調整の根拠

■ 納税者による調整の原則

機能、資産、リスク、経済および市場の状況、定量的および定性的スクリーニング等の比較可能な要因に基づき、納税者は比較可能性分析を行い、以下の原則に従って調整を行う。

- 納税者の関連者間取引価格、利益水準指標または利益配分率が独立企業間価格レンジに該当する場合、納税者は、関連者間取引価格、利益水準指標または利益配分率を調整する義務を負わない
- 納税者の関連者間取引価格、利益水準指標または利益配分率が独立企業間価格レンジに該当しない場合、納税者は、独立企業間価格レンジのうち最も比較可能な値に基づき、かつ、納税額を減じない計算で、関連者間取引価格、利益水準指標または利益配分率を調整する義務を負う

■ 税務当局による調整の原則

税務当局が、納税者の関連者間取引価格、利益水準指標または利益配分率を調整または判断するために使用する値は、四分位レンジの中央値である(*)。

(*)注

四分位レンジは、四分位機能を使用する統計的確率法によって決定される。したがって、四分位レンジは、第1四分位数から第3四分位数までのレンジであり、四分位レンジの値は第1四分位数から第3四分位数までの値である。第2四分位数は、標準的な独立企業間価格レンジの中央値である。

(2) 関連者間取引についての申告および移転価格文書の作成に係る納税者の義務

Circular 41 は、以下のとおり、Decree 20 第 10 条に基づく関連者および関連者間取引の申告、および移転価格文書化に係るコンプライアンス要件を定めている。

	コンプライアンス要件	ベトナム国内にグローバルな究極親会社(以下「GUP」)を有する納税者	ベトナム国外に GUP を有する納税者
関連者との関係および関連者間取引の申告に係るコンプライアンス要件	申告フォーム	フォーム No.01: 関連者との関係および関連者間取引に関する情報	フォーム No.01: 関連者との関係および関連者間取引に関する情報
		フォーム No.02: ローカルレポートに記載すべき情報および文書の一覧。納税者は、ローカルレポート(ローカルファイル)が作成され、これらの情報が含まれていることを確認するものとする。	フォーム No.02: ローカルレポートに記載すべき情報および文書の一覧。納税者は、ローカルレポート(ローカルファイル)が作成され、これらの情報が含まれていることを確認するものとする。
		フォーム No.03: グローバルレポートに記載すべき情報および文書の一覧。納税者は、グローバルレポート(マスターファイル)が作成され、これらの情報が含まれていることを確認するものとする。	フォーム No.03: グローバルレポートに記載すべき情報および文書の一覧。納税者は、グローバルレポート(マスターファイル)が作成され、これらの情報が含まれていることを確認するものとする。
	提出期限	事業年度末から 90 日以内に、法人所得税(以下「CIT」)確定申告フォーム No.03/TNDN に添付して提出。	Circular 41 は、フォーム 04: GUP(非ベトナム法人)の取引利益に係る報告済み情報の申告に関するガイダンスを定めていない。
移転価格文書(以下「TPD」)に	必要な文書	<ul style="list-style-type: none"> ➢ フォーム No.02 のチェックリストに基づくローカルレポート ➢ フォーム No.03 のチェックリストに基づくグローバルレポート ➢ 国外 GUP の国別報告書(以下「CbC レポート」)の写し(*) 	

係るコンプライアンス要件	Decree 20 に基づく TPD 提出期限	納税者は、CIT 確定申告書を提出する前に、TPD を作成・保管し、税務当局からの要請がある場合には、以下のスケジュールでこれを提出する義務を負う。 ➢ 税務調査中: TPD 提出期限は、税務当局の要請を受けてから 15 営業日以内とする ➢ 税務調査前のコンサルテーション期間: TPD 提出期限は、税務当局の要請を受けてから 30 営業日以内とするが、一回に限り 15 営業日の延長が認められる
--------------	-------------------------	---

(*)注

- ① 納税者が、その事業年度に対応する課税期間に係る GUP の CbC レポートの写しを提供できない場合、納税者は、以下の 2 つの文書を作成し、提出する義務を負う。
 - 納税者の提出年度以前の事業年度に係る GUP の CbC レポート
 - 納税者が、納税者の確定申告期間に対応する課税期間に係る GUP の CbC レポートを提出できない理由を記載した文書
- ② 納税者が現行または前年度の GUP の CbC レポートの写しを提供できない場合、納税者は、その理由を記載した文書を作成し、TPD に添付して提出する義務を負う。
- ③ 納税者が複数の GUP を有しており、納税者の財務諸表が複数の会社の連結財務諸表の作成に使用されている場合、納税者は、すべての会社のグローバルレポートを提出し、その GUP のすべての CbC レポートの写しを保管しなければならない。

(3) 移転価格申告フォームの変更

フォーム No.03-7/TNDN の差し替えとなるフォーム No.01 における新たな要件の概要は、以下のとおりである。

内容	フォーム No.03-7/TNDN	フォーム No.01
1. 固定資産を形成する製品の購入に係る申告価額	固定資産の減価償却費	購入価額
2. 固定資産を形成しない製品の購入に係る申告額	該当年度の損益に計上される、対応する費用	購入価額
3. 移転価格算定方法	➢ PP1:独立価格比準法	➢ PP1.1:独立価格比準法 ➢ PP1.2:国内外の商品・サービス市場で取り扱われる製品に係る独立価格比準法
	➢ PP2:再販売価格基準法	➢ PP2.1:再販売価格基準法
	➢ PP3:原価基準法	➢ PP2.2:原価基準法
	➢ PP4:利益比準法	➢ PP2.3:利益比準法
	➢ PP5:利益分割法	➢ PP3:利益分割法
	➢ PP6:その他の方法	➢ 該当なし

(4) 移転価格文書作成義務の免除に関する営業利益率の算定のための収益および費用の配分に関するガイダンス

Circular 41 は、納税者が単一の事業部門(すなわち、販売、製造、加工)を有する場合に移転価格文書の作成が免除されるかどうかを判断するために、支払利息および税金控除前の営業利益(財務活動から生じる財務収益と財務費用の差額を除く。)を、営業利益率の算定に適用することに関するガイダンスを定めている。

納税者が複数の事業部門を有する場合、納税者は、各部門の支払利息および税金控除前の営業利益を算定する目的で、各部門につき個別の会計記録を作成する必要がある。

納税者が、各部門につき個別の会計記録を作成できない場合は、

- 納税者が、収益のみ区分経理するが、費用を区分経理することができない場合: 納税者は各部門の収益に比例して費用を按分する
- 納税者が、各部門の収益や費用を区分経理できない場合: 支払利息および税金控除前の最も高い営業利益率が全体に適用される

(5) Deloitte ベトナムの見解

Circular 41 は、納税者が関連者間取引の独立企業性を判断するために十分かつ合理的な根拠を有するように、Decree 20 のうち一定の条項につき詳細なガイダンスを定めている。しかしながら Circular 41 では、対応されていない項目もある。

- フォーム No.04 申告義務: ベトナム国外 GUP の国別の利益に関する報告済み情報の申告
この場合のフォーム No.04 の申告および提出期限に関するガイダンスが、Circular 41 では定められていない。
- 移転価格文書の作成スケジュール
Decree 20 の規定に従い、納税者は、年次の法人税申告書を提出するより前に、移転価格文書を作成する義務を負う。Circular 41 は、この点について言及していないが、フォーム No.02 およびフォーム No.03 が、移転価格文書が作成されていることを前提として納税者に確認を要求しており、年次申告前の作成義務があることを意味している。そのため、このような要求は、移転価格文書において要求される情報の多さに鑑みて、納税者に対して相当なプレッシャーと負担を課すものであると考えられる。
- 利益比準法に基づき適用される営業利益率
Decree 20 によれば、製造、取引およびサービス業を営む納税者にとって、営業利益率は、収益(または純収益)、費用(または総費用)、資産(または固定資産)に対する、支払利息および税金控除前の営業利益(財務活動から生じる財務収益と財務費用の差額を除く。)として定義される。

しかしながら、現在の税務当局による移転価格調査事例に対する当社の見解、およびベトナム税務総局 (General Department of Taxation) が Circular 66 の施行について Deloitte ベトナムへの回答として発行した 2014 年 12 月 11 日付 Official Letter No. 5545/TCT-CC (Official Letter 5545) におけるガイダンスによると、営業利益率(財務収益と財務費用の差額、およびその他の収益とその他の費用の差額を除く。)は、業績を反映し、納税者の関連者間取引の独立企業性を評価するために、営業外の要因(すなわち、財務収益、財務費用、その他の収益、およびその他の費用)による影響を排除するために適用されている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

マネジャー 城戸 澄仁 skido@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 qtakaishi@deloitte.com

マネジャー 隠土 華子 hondo@deloitte.com

ニュースレター発行元

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.